

週刊

日本共産党  
市議会報告

2017年11月6日

第1433号

【発行】  
日本共産党  
浦安市議団  
☎&FAX  
047-350-1243



市議会議員  
元木美奈子

入船 4-37-14  
☎047-355-8526  
minamotonton@  
jcom.home.ne.jp



市議会議員  
美勢麻里

北栄 2-3-16-203  
☎047-354-9269  
m5mise@jcom.  
home.ne.jp

# 工事代金の支払い実態調査を！

## 公契約

### 設計労務単価の平均 千葉県2万4864円

建設業界がダンピング受注の激化などによる低賃金で、若い労働者が急激に減少していく中、現場労働者の賃金水準の底上げをはかり、最低限の福利厚生を確保し、若手の労働者の入職を促進しようと、国土交通省は、公共工事設計労務単価(※左記参照)を、2013年以降5回連続引き上げ、2017年3月から全国全職種単価平均で前年度比3.4%引き上げられています。千葉県は、2012年度が平均1万8253円だった設計労務単価を、2017年度は平均2万4864円へと6611円引き上げています。

※農林水産省及び国土交通省では、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」を決定しています。

### 元請は全て 社会保険に加入

新労務単価には、労働者が社会保険加入に必要な本人負担が含まれるとして徹底がはかられ、浦安市では2016年4月1日から市が発注する工事の入札に参加する事業者の登録にあたって社会保険等に加入していることを要件としました。

日本共産党の質問で、元請は全て社会保険等に加入していること。下請は市内建設事業関係団体を通じて社会保険等への加入を要請していることが明らかになりました。

浦安市が発注する工事の建設労働者の労働条件把握と改善などや、公契約条例の制定について、9月議会にて一般質問いたしましたので報告致します。

### 工事に関わる労働者の 福祉の向上に市は責任を

日本共産党は公共工事現場で働く労働者が1万2千円程度で働かされている実態調査に参加し、市として実態調査をするよう繰り返し求めてきました。

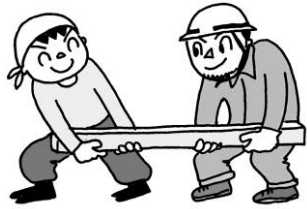
市はこれまで、①公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのもので、下請契約の労務単価や雇用契約の労働者への支払い賃金を拘束するものではない、②現場の労働者の賃金は、雇用主と労働者、元請と下請の間で了解のもと決定されるもの、③福利厚生費は建設事業者が把握、確認は可能なので市として調査しないとして、市民のことだという答弁を繰り返しています。

### 市民のこと実態調査に背 公共の役割の放棄

住民の福祉の向上のために働くのが自治体職員の指名です。工事に関わる労働者の福祉の向上にも責任を持たなければなりません。市民のことだということは公共の役割の放棄です。工事代金の支払いの実態調査に浦安市として責任をもって実施することを求めました。

財政部長は「元請事業者と下請事業者の契約関係であり、現在のところ確認は考えていない」とこれまでの答弁を繰り返しました。





# 元請・下請 発注工事の適正化を！

## 建退共証紙を元に 退職金が決定される

次に、建設業界全体の退職金制度ともいえる建設業退職金共済事業の共済証紙について、その実績の確認を質しました。

事業主は、現場で働く被共済者の共済手帳に、働いた日数に応じて掛金となる証紙を貼ります。共済手帳に貼られた証紙を元に建退共から退職金が支払われます。

ところが、市は工事受注者が証紙を購入したか否かの確認のみで、被共済者の共済手帳に証紙が実際に貼られたか確認していません。

## 建退共証紙の 実績の確認の仕組みを

北海道帯広市では「建退共証紙貼付実績書」があり、元請・下請事業主が被共済者に何枚証紙を貼付したか、月ごとに記入し、工事完成届と一緒に市へ提出する仕組みがあります。

この仕組みを浦安市でも作るように求めたところ、財政部長は「事業主と労働者の間でそれぞれの了解のもとで円滑に進められているものと考えている」「証紙貼付実績書について現在のところ工事受注者から提出いただくことまでは考えていない」と答えました。

## 元請・下請の契約 アンケート調査を

更に、帯広市では、発注した工事における元請・下請に関する実態を把握し、今後の元請・下請の適正化の指導等に資することを目的に、12項目のアンケート調査を実施しています。

浦安市でも実施するよう求めましたが、「元請・下請けに関わらずの適正化は文書で要請している」「アンケートは考えていない」と財務部長は答えています。

## 公契約の制定を！

9月議会では、浦安市の請負工事等において良質なサービスの確保や、そこで働く労働者の適正な賃金の確保、適正に契約が行われているのか把握するために、「公契約条例の制定」と「発注工事に係る元請・下請けの適正化の要綱の制定」についてを求めました。いずれも実施する方向性は示されませんでした。

上記の建退共証紙貼付実績書に被共済者の日給金額を書く欄を作ると、市は実質賃金を把握することもできます。

「技能労働者への賃金は市内建設等団体に対し文書で要望し、元請・下請の適正化に取り組み、事業主と労働者の間で了解のもと進められていると考える」と市はこれまで通りのやり方を継続するつもりでした。

今後も日本共産党は労働者の雇用を守るために取り組みます。



### アンケート調査 12 項目

- A 元請・下請適正化指導要綱の遵守状況について
- B 賃金について
- C 社会保険等への加入状況について
- D 工事発注の平準化について
- E 電子入札について
- F 中間前金払制度について
- G 一般競争入札の拡大について
- H 事後審査方式の導入について
- I 現場代理人、主任技術者兼任制度について
- J 地域貢献企業の評価手法について
- K 留意文書及びポスター・パンフレットについて
- L 下請契約に関する要望について